



じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金

## 赤い羽根募金と歳末たすけあい募金

共同募金は、地域のニーズに基づいた募金計画を作成し募金を実施しますが、募金の実施期間は、厚生労働大臣の告示により、例年10月1日から12月31日までの間に行うことが定められています。

共同募金には、助成目的が異なる「赤い羽根募金」・「歳末たすけあい募金」の2種類の募金があります。

赤い羽根募金は、地域の民間福祉施設・団体がおこなう福祉活動を支える募金で、10月1日から12月31日までの期間に行われます。

歳末たすけあい募金は、生活支援を必要とする人への募金で、12月1日から12月31日まで期間に行われます。